

申請に対する処分

処分名	ひとり親家庭医療費受給資格者証の更新
根拠法令	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 施行規則第3条
所管課	福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

受給者証の交付を受けている人

(2) 申請の方法

毎年8月1日から同月31日までの間にひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書（奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則第3条に規定）を提出する。

(3) 許認可等の要件

受給者証交付要件に同じ

2 標準処理時間

1日